

自転車活用推進計画について（素案）

1 要旨

各部局で実施している自転車関連の既存の施策や予定する取組みについて、本市の実情に応じてハード・ソフト施策を総合的に進める指針として「自転車活用推進計画」（以下「計画」という。）を策定した。

2 背景

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進し諸課題への対応を図るために、自転車活用推進法（以下「法」という。）が施行し（H29）、国は法に基づき自転車活用推進計画を閣議決定した（H30）。市町村計画についても、法第11条に策定の努力義務が規定されている。

本市においても、自転車走行空間等整備計画に基づく自転車通行空間の整備、浜名湖周遊自転車道等（ハマイチ）の日本風景街道の認定、浜名湖サイクルツーリズム推進会議の設立等によるサイクリスト受入れ環境の向上等を受け、自転車活用の機運が高まる状況にある。

3 計画の概要

(1) 策定体制

計画の策定に当たり、『浜松市自転車活用推進計画策定協議会』を組織した。

部	所属等	分野
土木部	道路企画課	自転車通行空間整備、交通安全対策
	道路保全課	駐輪場（都市部）
環境部	環境政策課	環境対策（CO2排出削減）
都市整備部	交通政策課	自転車利用促進（交通政策）、 サイクル&ライド（郊外部の駐輪場）
学校教育部	健康安全課	交通安全教育
市民部	スポーツ振興課	サイクル関連スポーツイベント
産業部	産業振興課	自転車利用促進（中心市街地活性化）
	観光・シティプロモーション課	サイクルツーリズム、 サイクル関連イベント
健康部	健康増進課	健康、運動不足の解消
危機管理監	危機監理課	災害後の自転車活用
企画調整部	企画課	SDGs

(2) 計画の概要（詳細は別紙概要版を参照）

①安全・安心な通行環境の確保

【基本方針1】自転車利用者等が安全・安心して移動できる環境づくり

自転車の安全利用に向けたネットワーク整備が課題

⇒自転車通行空間の創出

②自転車利用拡大

【基本方針2】自転車の利活用を高める

JR 浜松駅周辺の駐輪場では、駐輪困難な自転車が歩道に放置され、盗難事件も多発しているため、駐輪場の「量」と「質」の改善が課題

⇒駐輪場再整備計画に基づく駐輪場対策の実施

③サイクルスポーツ・健康

【基本方針3】サイクルスポーツの振興と自転車活用による健康増進

交通手段として過度な自動車依存からの脱却が課題

⇒運動不足の解消に向けて自転車利用を促進するために、健康応援サイトの活用やサイクリイベントを継続的に開催し、運動の習慣化を促進

④ツーリズム

【基本方針4】サイクルツーリズムの醸成

サイクリスト受け入れ環境の充実が課題

⇒世界に誇るサイクリングロードの整備、サイクリイベントの充実により、国内外サイクリストの誘客を促進

4 今後の予定

パブリックコメント	12月16日 ～ 1月15日
修正案の報告	2月議会（建設消防委員会）
市の考え方公表	3月（予定）
計画策定	3月（予定）